地域再生計画

1 地域再生計画の名称

水潤う街おかやま創造計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

岡山市

3 地域再生計画の区域

岡山市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況

岡山市は、平成17年3月22日に旧御津町、旧灘崎町と合併し、平成19年1 月22日に旧建部町、旧瀬戸町と合併した。また、平成21年4月1日からは全国 18番目の政令指定都市として、面積789.95km。平成31年3月末現在の住民基 本台帳人口707,355人となり中国地方有数の大都市となった。本市は中国地方最 大の平野である岡山平野の中央に位置しており、北部の吉備高原や丘陵地域とそ れに連なる南部の平野に大別される。北部の丘陵地域は、緑と清流豊かな自然に 恵まれており、昭和60年に完成した岡山空港や近年整備された高速道路などを 拠点として地域整備が進められている。一方、南部の平野部は、児島湾・児島湖 沿岸部の旧干拓地域をはじめとした田園地帯が広がっているが、近年は旧市街地 部を中心に都市化が著しく進行している。

市内には旭川や吉井川の一級河川をはじめ、笹ヶ瀬川や足守川などの中小河川、岡山平野内を縦横に流れる水路、1,000を超えるため池や児島湖などの多様で豊かな水環境があり、これらの水域に、淡水魚と周辺的淡水魚を含めて約90種が確認されている。

これら淡水魚や、ホタルをはじめとした多様な生きものが生息する河川は、市 民生活における憩いや学びの場として生活に潤いを与えている上、アユなどの水 産資源をはぐくむなど、様々な恵みを提供している。

4-2 地域の課題

近年、平野部を中心に都市化が著しく進行し、中心市街地においては未処理の生活排水等による影響から水質汚濁が進み、生活様式の多様化もあいまって市街地周辺部、農山村地域などの公共用水域の水質も悪化した。また、これらの河川等が流入する閉鎖性水域である児島湖、児島湾においては特に水質の汚濁が進み、浮遊ゴミが増加するなど大きな社会問題となった。児島湖の水質は、平成10年度(COD: 12.0 mg/L)をピークに、以降COD: 8~10 mg/Lで横ばいの状況が続いているが、依然として環境基準(COD: 5 mg/L)を上回っている。

こうした中、本市では岡山市環境保全条例の基本理念である「本市に暮らし活動するすべての人が参加し、都市全体が環境保全を基調とした文化を有すること」を実現するために、市民意識啓発に向けた「岡山市環境パートナーシップ事業」、「環境学習事業」等を推進し、一方で公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進により、公共用水域の水質改善に努めてきた。

しかし、汚水処理人口普及率は平成30年度末現在で83.7%にとどまっており、全国平均91.4%(平成30年度末現在)と比べ大幅に立ち後れている。そのため汚水処理施設の早急な整備は、生活環境の向上に加え、公共用水域の水質改善のための、市全体の喫緊かつ重要な課題となっている。

4-3 計画の目標

こうした状況を踏まえ、下水道整備計画のない地域や、下水道整備計画の予定 が当面ない地域において合併処理浄化槽を整備し、また公共下水道と農業集落排 水施設を統廃合、改築更新することで効率的・継続的な生活排水対策を推進し、 公共用水域の自浄作用が十分機能するまでに汚濁負荷量の削減を図り、清流を再 生するとともに、水質の改善や快適な生活環境の向上を図る。

特に、閉鎖性水域である児島湖については、より効果的な水質改善を図る。

さらに、水質の改善や生活環境の向上とともに、環境を自発的に保全し、創造する活動を実践する市民や団体等の支援を行い、岡山市環境パートナーシップ事業に参加する市民割合を向上させることで、安らぎと潤いのあるまちづくりを推進していく。

- (目標 1) 汚水処理人口普及率の向上83.7% (平成30年度末)→85.7% (令和7年度末)
- (目標2) 児島湖(湖心)の水質の改善(COD: 75%値)8.8mg/L(平成30年度末)→8.6mg/L(令和7年度末)
- (目標3) 岡山市環境パートナーシップ事業に参加する市民割合の向上6.6% (平成30年度末) →6.8% (令和7年度末)

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本市の汚水処理施設の整備は、都市計画・市街地の連担性などを勘案して、公共下水道事業・農業集落排水事業・合併処理浄化槽設置整備事業を実施してきた。

本計画では地方創生汚水処理施設整備推進交付金を活用し、公共下水道事業・農業集落排水事業については、市内の7処理区の農業集落排水施設の公共下水道への統廃合ならびに農業集落排水施設同士の統廃合及び市内の2処理区の農業集落排水施設の改築更新を行う。

合併処理浄化槽設置整備事業については、下水道の整備計画のない地域や、下水道整備計画の当面ない地域に浄化槽整備事業(個人設置型)を実施し、公共用水域の水質の改善及び快適な生活環境の向上を図る。また、合併処理浄化槽設置整備事業においては単独処理浄化槽または汲取り槽からの転換に伴う宅内配管工事費の助成事業や汲取り槽の撤去費の助成事業を活用し、未処理の生活排水による水質汚濁の解消を加速させる。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生污水処理施設整備推進交付金【A3009】

公共下水道事業は、令和2年2月に事業計画策定をおこない、下水道事業計画に位置付けることとしている。

【事業主体】

• 岡山市

【施設の種類】

- 公共下水道
- 農業集落排水施設
- · 合併処理浄化槽(個人設置型)

【事業区域】

• 公共下水道

統廃合(農業集落排水施設の公共下水道への統廃合)6処理区 国ケ原処理区、宇甘東処理区、吉田処理区、観音寺処理区、塩納処理 区、坂根処理区

• 農業集落排水施設

統廃合(農業集落排水施設どうしの統廃合)1処理区

三和・日応寺第2処理区

改築更新2処理区

大内処理区、小串処理区

·合併処理浄化槽(個人設置型)

岡山市全域(公共下水道認可区域以外及び整備予定7年以上の区域、農業集落排水事業認定区域外)

【事業期間】

· 令和 2 年度~令和 7 年度

【整備量】

- ・公共下水道の統廃合 (農業集落排水施設の公共下水道への統廃合) 接続管路=4,880m、マンホールポンプ 8基
- ・農業集落排水処理施設の統廃合(農業集落排水施設どうしの統廃合) 接続管路=2,100m、マンホールポンプ2基
- ・農業集落排水処理施設の改築更新 機械・電気設備更新工事及びマンホールポンプ設備工事一式
- 合併処理浄化槽(個人設置型): 5,500基
- (※うち、単独転換による宅内配管工事費助成を伴う浄化槽:240基 汲取り転換による宅内配管工事費助成を伴う浄化槽:300基 汲取り槽の撤去を伴う浄化槽:300基)

【事業費】

- 公共下水道
 - 事業費 513,600 千円 (うち、交付金 256,800 千円)
- •農業集落排水施設:
 - 事業費 266,000 千円 (うち、交付金 133,000 千円)
- ・合併処理浄化槽(個人設置型):
- 事業費 2,178,765 千円 (うち、交付金 813,284 千円)
- 合計

事業費 2,958,365 千円 (うち、交付金 1,203,084 千円)

【事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法】

(令和/年度)	基準年	R02	R03	R04	R05	R06	R07
指標1 この計画に	83. 7	84. 3	84. 5	84. 8	85. 1	85. 4	85. 7
よる汚水処理人口	(H30)						
普及率向上(%)							
指標2 統廃合、改	684, 706	684, 706	684, 706	684, 706	680, 986	680, 986	680, 986
築更新によるコス	(H30)						
ト縮減処理場の維							
持管理費(千円)							

毎年度終了後に岡山市が汚水処理人口及び処理場の維持管理に要した費用 を調査し、速やかに状況を把握する。

【事業が先導的なものであると認められる理由】

(政策間連携)

公共下水道・農業集落排水施設の統廃合、改築更新及び浄化槽を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比べて、効率的かつ効果的な施設配置が可能となり、公共用水域の水質改善や汚水処理人口普及率の向上といった地域再生の目標達成により資するとともに、全体の整備コスト、特に処理場の維持管理費用の削減が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

なお、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽設置整備事業のいずれも、岡山市国土強靭化地域計画(平成29年3月策定)に基づき 実施するものである。

(2) 農林水産関係補助対象施設の有効活用(農林水産省)【A1001】

① 事業主体

岡山市

② 事業の名称

備蓄倉庫整備事業

③ 事業の概要

三和・日応寺地区の農業集落排水処理施設として運営してきた三和・日応寺処理区第2処理場について、近年の社会経済情勢の変化等により需要が著しく減少していることを踏まえ、当該施設を有効活用するために、三和・日応寺処理区第1処理場への接続工事を実施した後、台風や豪雨等の災害に備えた水防資材の備蓄倉庫や有事の際の防火水槽、さらには緊急車両の待機や車両への荷物の積み下ろし場等地域の防災拠点として活用し、災害に強いまちづくりの創出を図る。

④ 補助対象施設の現状

ア 補助対象施設の名称

三和·日応寺処理区 第2処理場

イ 補助事業の名称

農業集落排水事業

ウ 補助金等の概要

(ア) 補助金等の名称

昭和63年度~平成3年度農業集落排水事業

(イ) 補助金等の額

61, 204, 550 円

(ウ) 総事業費

122,813,000 円

(エ) 補助金等及び施設を所管する府省庁の名称

農林水産省

エ 補助事業の内容

道路側溝等を通じて農業用水路に放水されている家庭排水とし尿の処理

を一体的に行い、生活環境の改善と農業生産の増大を図るため、農業集落 排水処理施設等の整備を行った。

オ 補助事業の完了日

平成4年3月

カ 現行の用途

農業集落排水処理施設

⑤ 転用の必要性

農業集落排水施設三和・日応寺第2処理区は、平成2年に供用を開始した。 当時は計画処理人口120人に対して処理区域内の人口は113人であったが、 平成30年度末の処理区内人口は76人と減少しており施設規模に余裕が生じている。農業集落排水地区全域においても、平成30年度末の人口は、6,889人となっているが、効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想の岡山県版であるクリーンライフ100構想によると令和17年度には約6,530人となる見込みであり、今後、さらに汚水量も減少することから、処理能力に対して大幅な余裕が生じる見込みである。また、機械電気設備の更新時期も近づいているものの、各汚水処理場については、施設の維持管理費に多額の費用が必要となることから、今後の汚水量を想定したうえで施設の統廃合を図るなど、汚水処理施設の再構築が求められている。

このような中、近年の豪雨災害等の発生頻度の高まりや、被害の大規模化に伴い、地域住民から自然災害に備えた水防・防災倉庫の充実が求められているものの同地区内に水防・防災倉庫として活用できる施設がないことから、施設の統廃合により汚水処理施設として常時使用しなくなる当該施設の用途を変更し、処理場については水防資材の備蓄倉庫へ改修し、水槽については防火水槽へ改修しそれぞれ有効活用を図ることが不可欠である。

⑥ 転用の相手方

岡山市

⑦ 転用の形態

目的外使用

⑧ 転用後の施設の用途

③に掲げる事業の用に供する。

⑨ 支援措置の適用要件及び要件適合

• 適用要件

本事業の対象となる施設が、社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設であること。

• 要件適合

本事業の対象となる施設は、農業集落排水処理施設として供用を行っているが、処理区域内の人口減少により、処理能力に対して大幅な余裕が生じている。今後さらなる人口減少が見込まれており、当該施設の処理対象区域も含めて隣接地区の処理施設で処理をすることが可能であることから、当該処理施設の需要は著しく減少している。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 岡山市環境パートナーシップ事業

内 容 岡山市環境保全条例に基づき、「本市に暮らし活動するすべての 人が参加し、都市全体が環境保全を基調とした文化を有すること」 等を基本理念とし、自発的に環境を保全・創造する活動を実践する 市民や団体等の活動の支援を行うことで、市民の環境保全意識の高 揚を図る。現在までに「河川等の清掃、草刈り」、「河畔の清掃、 美化」をはじめとする「エコボランティア活動」や、事業所自らの 活動から発生する環境負荷を継続して低減していこうとする「グリ ーンカンパニー活動」など、様々な環境活動を実践する団体の登録 がある。

実施主体 岡山市

実施期間 令和2年4月~令和8年3月

(2) 環境学習事業

内 容 公民館、小学校、市民団体等と連携して、水辺環境を含む本市の

身近な環境から地球環境に至るまでの「環境」について楽しく学べる体験型学習イベントとしての「水辺教室」等、自然体験プログラムを開催し、生物多様性や身近な水環境等に関する市民意識の高揚を図る。

実施主体 岡山市

実施期間 令和2年4月~令和8年3月

(3) 岡山市身近な生きものの里事業

内 容 ホタルをはじめとした身近な生きものをシンボルとした環境保全 活動を、市民と行政が協働で推進することを通じて、それぞれの地域の特性に応じた、身近な自然を大切にする地域づくりを図る。また、地域住民の保全活動に対し、活動資材の提供などの支援を行い、環境保全意識の高揚だけでなく、地域の振興を図る。

実施主体 岡山市

実施期間 令和2年4月~令和8年3月

(4) 合併処理浄化槽への転換に対する上乗せ補助事業

内 容 令和4年度までの間、既存住宅で汲み取り便所から合併処理浄化 槽に転換する場合、市独自に補助金を上乗せして交付する。

実施主体 岡山市

実施期間 令和2年4月~令和5年3月

6 計画期間

令和2年度~令和7年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に岡山市が、目標1については汚水処理人口普及率の実績値の調査を行い、目標2については岡山県が公表する公共用水域の水質測定結果により確認を行う。目標3については、岡山市が登録団体等の調査を行い、いずれも速やかに状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは、目標1については岡山市の公共下水道処理人口、農業集落排水処理人口及び浄化槽処理人口等のデータを用い、中間評価、事後評価の際には、汚水処理人口の集計を行うことにより、汚水処理人口普及率の評価を行う。目標2については公共用水域の水質測定結果を用い、中間評価、事後評価の際には、そのうち児島湖(湖心)のCOD値(75%値)により、評価を行う。目標3については、岡山市環境パートナーシップ事業に参加する団体・市民の集計を行い、評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

		令和4年度	令和7年度
	(基準年度)	(中間年度)	(最終目標)
目標 1	平成30年度		
汚水処理人口普及率の向上	83. 7%	84. 8%	85. 7%
目標 2	平成30年度		
児島湖(湖心)の水質の改善	8.8mg/L	8.7mg/L	8.6mg/L
(COD: 75%值)			
目標3	平成30年度		
岡山市環境パートナーシップ事業	6. 6%	6. 7%	6. 8%
に参加する市民割合向上			

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法		
汚水処理人口普及率の向上	岡山市の毎年の汚水処理施設人口のデータ		
	より		
児島湖(湖心)の水質の改善	岡山県が公表する公共用水域の水質測定結		
	果のデータより		
岡山市環境パートナーシップ事業に参加す	岡山市環境局環境部環境保全課及びゼロカ		
る市民割合の向上	ーボン推進課のデータより		

・目標の達成状況以外の評価を行う内容

- 1. 事業の進捗状況
- 2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット(岡山市のホームページ)の利用により公表する。